

平成22年3月2日

報道機関 各位

本院看護師が逮捕されたことについて

本院で、昨年11月に入院中の患者さんが高インスリン血症による低血糖発作により一時重篤となる事例が発生したことに関し、看護師が公電磁的記録不正作出・同供用容疑で京都府警に逮捕されました。

本件については、本院での調査結果を踏まえ、3月1日に同看護師を告発したところであります。

本院の看護師がこのような行為を行ったことは、大変遺憾なことであり、被害に遭われた患者さん及びご家族に心からお詫び申し上げるとともに、関係の方々にご迷惑をおかけしたことについて深く陳謝いたします。

本件に関し同看護師に対しては、大学として厳正に対処したいと考えております。

本院における調査・検証状況及び告発については、警察からの要請に基づきこれまで公表を控えてまいりました。

具体的には、事例発生後、院内の医療安全管理の観点から調査・検証を行い、安全確保に向けての措置を講じるとともに、警察の捜査に協力してまいりました。このような中、2月22日に同看護師から、被害に遭われた患者さんの血糖測定値が低いにもかかわらず、実測とは異なる数値をカルテに記入し、かつ、このまま放置すれば重篤になることを認識しながら処置等を行わなかった旨の報告がありました。これを受け、院内に調査委員会を設置して、当該看護師及び関係職員の聴取を行った結果、事実であると判断し、3月1日に京都府警川端警察署に告発いたしました。

今後も引き続き警察の捜査に全面的に協力していくとともに、医療安全・医療倫理の観点等からさらに調査を進め再発防止に努めてまいりたいと考えております。

京都大学医学部附属病院
病院長 中村孝志

本院入院患者が一時重篤となった事例の経緯

平成 21 年

- 11 月 6 日（金） 患者さん（90 歳代女性）が、心不全の診断で循環器内科に入院。経過は良好であった。
- 11 月 14 日（土） 昼頃、突然痙攣が出現し、頭部の C T 検査を行ったが特に原因を特定できず。しかし、意識障害が継続したため血液ガス検査を行った結果、動脈血糖が低下（1 回目）していることが判明したため、血糖の補正を開始した。
- 11 月 15 日（日） 昼食から食事を再開。暫くして低血糖状態（2 回目）となる。
- 11 月 16 日（月） 早朝、低血糖状態（3 回目）となる。
- 11 月 17 日（火） 血糖値は血糖補正継続にて安定。しかし、血圧が低めで尿量が乏しいことなどから、夜に C C U（心臓血管疾患集中治療室）に転床して観察することとした。
循環器内科から安全管理室に報告があった。
- 11 月 18 日（水） 緊急執行部会議を開催。
- 11 月 21 日（土） 病院関係者で検討の結果、今回の低血糖はインスリンが投与された可能性（事件性）も否定できないことから、家族に経緯を説明のうえ了解を得て京都府警川端警察署に届出た。
- 12 月上旬 患者さんの病状が回復し、退院された。

平成 22 年

- 2 月 22 日（月） 看護師から、患者さんの血糖測定値が低かったにも拘らずカルテにはそれよりも高い値を記録し、放置すれば患者さんが重篤になることを認識しながら同僚看護師や医師に報告せず処置も行わなかった旨の報告があった。
- 2 月 23 日（火） 看護師からの報告について、京都府警川端警察署に届け出るとともに、院内に調査委員会を設置し、当該看護師及び関係者の事情聴取を開始した。
- 3 月 1 日（月） 公電磁的記録不正作出・同供用罪で京都府警川端警察署に看護師を告発した。